

暴力を なくすために

～パートナーや夫の暴力は人権侵害です～



C O N T E N T S

はじめに	1
1 配偶者等からの暴力って？	1
2 暴力の構造	2
3 なぜ問題になるのでしょうか？	3
4 福島県の実態	4
5 よくある質問	9
6 解決に踏み出すために	10
7 被害にあった人を支援、保護する法律	11
8 相談されたときは？	15
9 被害にあった人の心の傷とその後の支援	16
10 暴力を根絶するために	17
11 相談機関一覧	18

はじめに

夫、恋人などのパートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス)、職場や学校でみられるセクシュアル・ハラスメント、性暴力などは、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であり、多くの場合被害者は女性であり、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げとなっています。

中でもドメスティック・バイオレンスは、社会問題として取り上げられるようになり、平成13年4月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されました。平成16年12月には、保護命令制度などに改善を加えた改正法が施行されています。

また、県においても、8箇所配偶者暴力相談支援センターを設置し、被害を受けている方の支援などを行っており、平成16年4月には、その中心となっている「婦人相談所」と「しゃくなげ寮」を「女性のための相談支援センター」として整備し、ドメスティック・バイオレンスをはじめとする暴力の被害者や様々な悩みを抱える方々の保護、支援施設として機能しています。

このパンフレットでは、性別に伴う暴力の中でも、特に身近な場所で起こっているドメスティック・バイオレンスの問題に焦点を当て、その実態と課題を理解し、暴力の防止並びに課題の解決の一助となるよう作成しました。

暴力で悩んでいる方、周囲で相談を受けている方、行政担当者などに幅広くお使いいただければ幸いです。

1 配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)って?

どのような暴力をいうのですか?

夫婦、恋人間など、親密な男女の関係にある暴力をドメスティック・バイオレンス(DV)といいます。

「暴力」とは、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、「だれのおかげで生活できるんだ」と大声でどなるなどの精神的な暴力なども含まれます。

身体的暴力 殴る、蹴る、物を投げつける、など

性的暴力 望まない性行為の強要、避妊に協力しない、など

精神的暴力 大声でどなる、脅迫、交友関係などを厳しく監視する、など

経済的暴力 生活費を渡さない、外で働くことを妨げる、など

2 暴力の構造

暴力は支配と従属のかたち

ドメスティック・バイオレンスをはじめとする、異性からの暴力の多くが、社会的、経済的及び体力的に力を持っている側の男性が、弱い立場にある女性をコントロールしようとする手段として現れます。

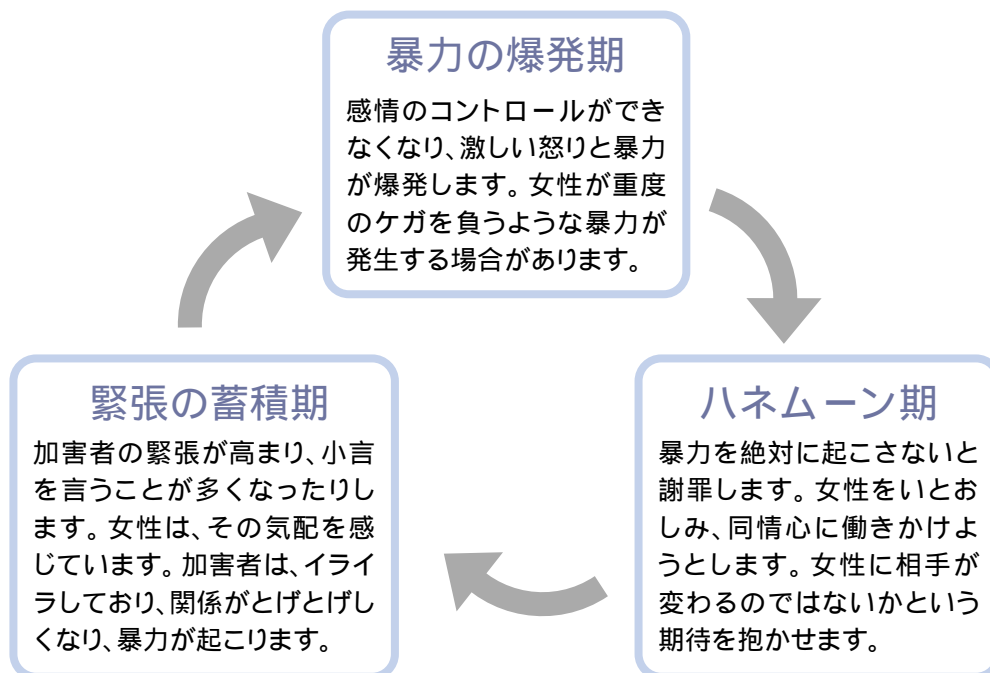
現実には、社会的に問題になっている、児童虐待、高齢者虐待、いじめ、などの暴力の構図、弱い立場にある人が被害を受けることと共通しています。



繰り返す暴力

暴力は3つの局面を経てエスカレートしていくといわれています。

下図のように暴力の後、謝罪を繰り返し、急に優しくなることもあります。被害者も暴力は一過性のもので、例外的な出来事としてとらえようとしています。そのため、第三者も介入しにくく、被害からの救済がうまくいかないことがあります。そして、暴力は繰り返され、サイクルの期間も短くなり、エスカレートしていくといわれています。



3段階のサイクルがあると提唱したのはアメリカの心理学者 レノア・E・ウォーカーです。 人によって現れ方や周期は様々です。

3 なぜ問題になるのでしょうか？

これまで問題視されてこなかった家庭内の暴力

他人同士でおこった暴力は、警察に通報され、事件として処理されます。

しかし、これまで、家庭内の暴力については、被害者が「話しても誰にも信じてもらえない」と声を上げることをあきらめたり、身内や外部に相談しても「我慢が足りない」「世間体が悪い」などと口をふさがれたり、「彼のことをわかってあげられるのは自分だけ」と相手を思いやる気持ちにつけ込んで愛情とすりかえられたり、「法は家庭に入らず」ということばのように、単なる夫婦げんか、個人的な問題とみなされ放置されてきました。

なぜか自己責任？

強盗や傷害事件などでは、社会的に、悪いのは加害者であるという認識が一般的です。

しかし、ドメスティック・バイオレンスを含む、異性からの暴力は、なぜか苦痛を受けている被害者が非を問われる傾向にあります。

「暴力を受けるようなことをするほうが悪い」「相手を怒らせることをした」などと非難されるケースもあり、暴力が肯定されることもあります。

暴力的環境の中で人間は生きられない

愛し合って暮らし始めた、または交際をはじめたパートナーから、突然殴られたり、暴言を吐かれた場合を想像してみてください。暴力的環境の中で豊かに生きることはできないことは容易にわかります。

誰にでも自分の能力を十分に発揮し、人生を豊かに生きる権利がありますが、このような権利を侵害し、弱い立場にある人を支配・従属させようとする行為が暴力です。

家族間の暴力は子どもにも大きく影響を及ぼすとともに、暴力を受けた人は、心身の健康上深刻な問題を抱えることもあります。

4 福島県の実態

男女共同参画、配偶者等からの暴力に関する意識調査の概要

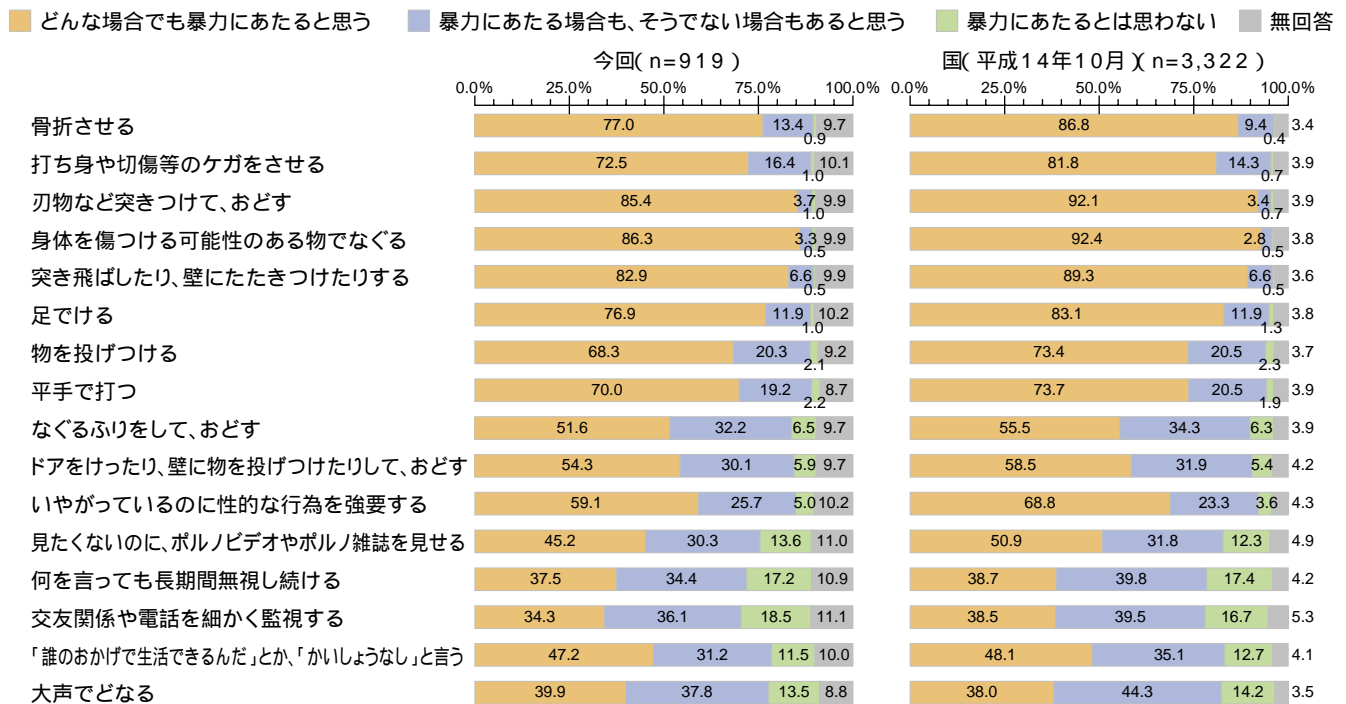
福島県では、平成16年9月に、「男女共同参画に関する意識調査」を行いました。(調査対象2,000人 有効回収数919人 回収率46.0%)

配偶者等からの暴力に関しては、次のような結果が出ています。

(1) 夫婦間の暴力への認識

骨折させる、打ち身や切傷等のケガをさせる、刃物など突きつけて、おどす、身体を傷つける可能性のある物でなく、突き飛ばしたり、壁にたたきつけたりする、足でける、物を投げつける、平手で打つ、なくるふりをして、おどす、ドアをけったり、壁に物を投げつけたりして、おどす、いやがっているのに性的な行為を強要する、の11項目は「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答した人の割合が5割を超えています。

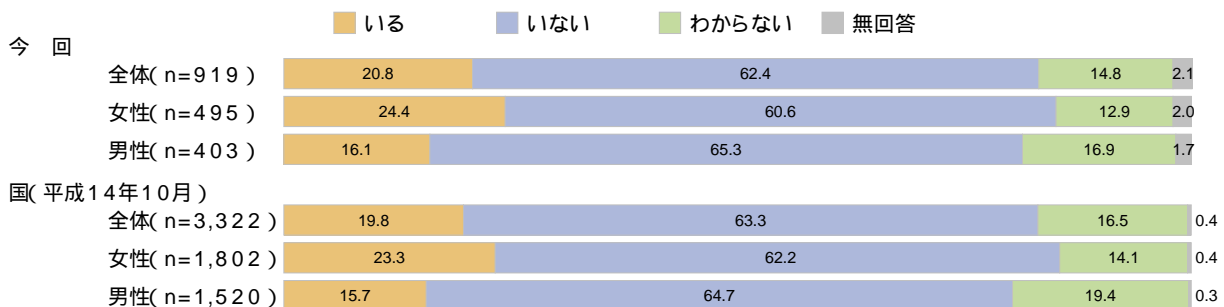
しかし、国の調査と比較すると、総じて低い傾向にあります。



(2) 身近で配偶者から暴行を受けている人の有無

20.8%の人がいると答えています。

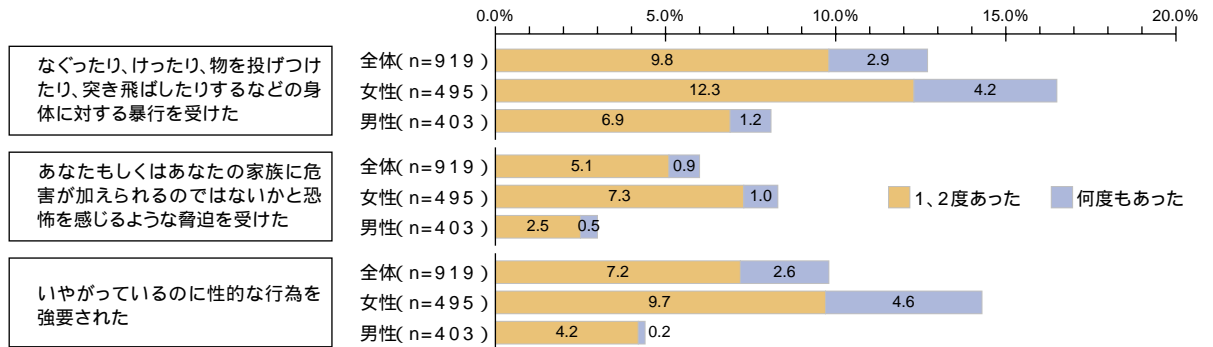
「いる」の割合は、男性(16.1%)よりも女性(24.4%)の方が高くなっています。



(3) 配偶者等からの被害経験

全体で見ると、なくったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた、は「1、2度あった」(9.8%)の割合が比較的高くなっています。

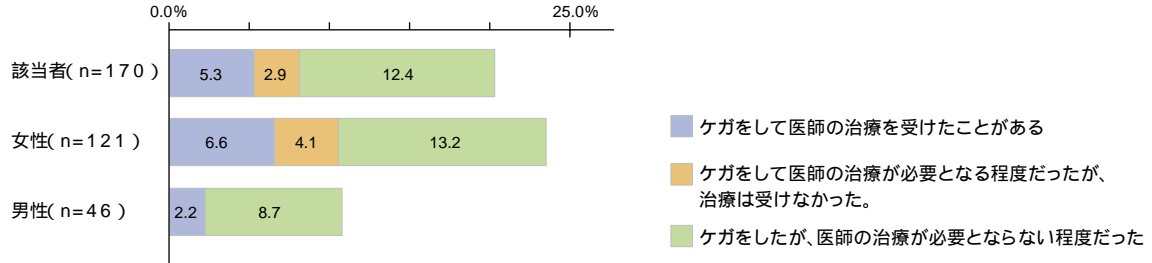
男女別に見ると、いずれも女性の方が「1、2度あった」「何度もあった」の割合が高くなっています。



(4) 暴力行為によるケガ

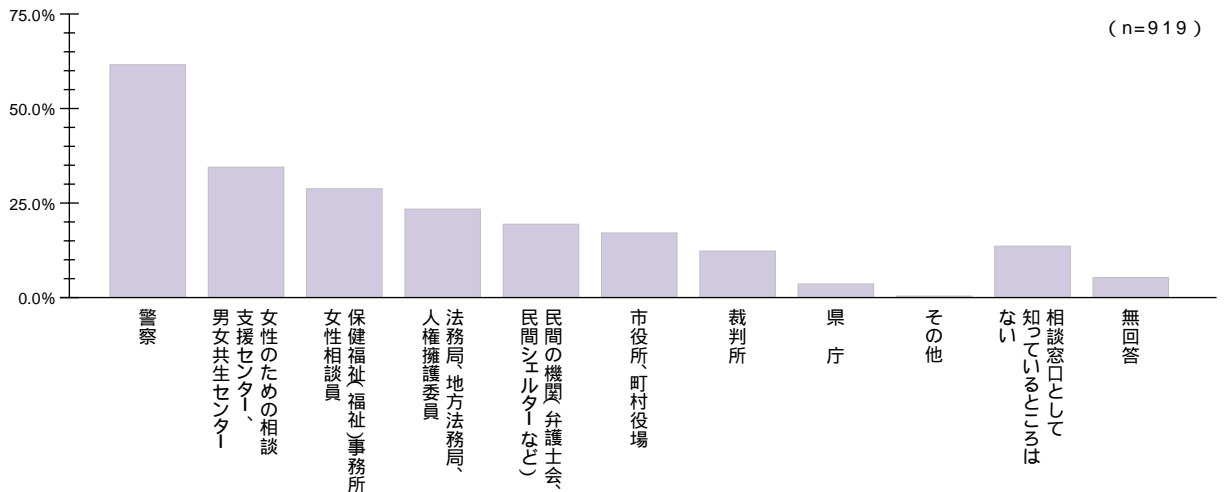
「ケガをして医師の治療を受けたことがある」は女性で6.6%(全体5.3%、男性2.2%)、「ケガをして医師の治療が必要となる程度だったが、治療は受けなかった」は女性で4.1%(全体2.9%、男性0.0%)となっています。

上記2つと「ケガをしたが、医師の治療が必要とされない程度だった」(全体12.4%、女性13.2%、男性8.7%)の『ケガをしたことがある計』は全体では20.6%、女性は24.0%、男性は、10.9%となっています。



(5) 配偶者からの暴力に関する相談窓口の認知状況

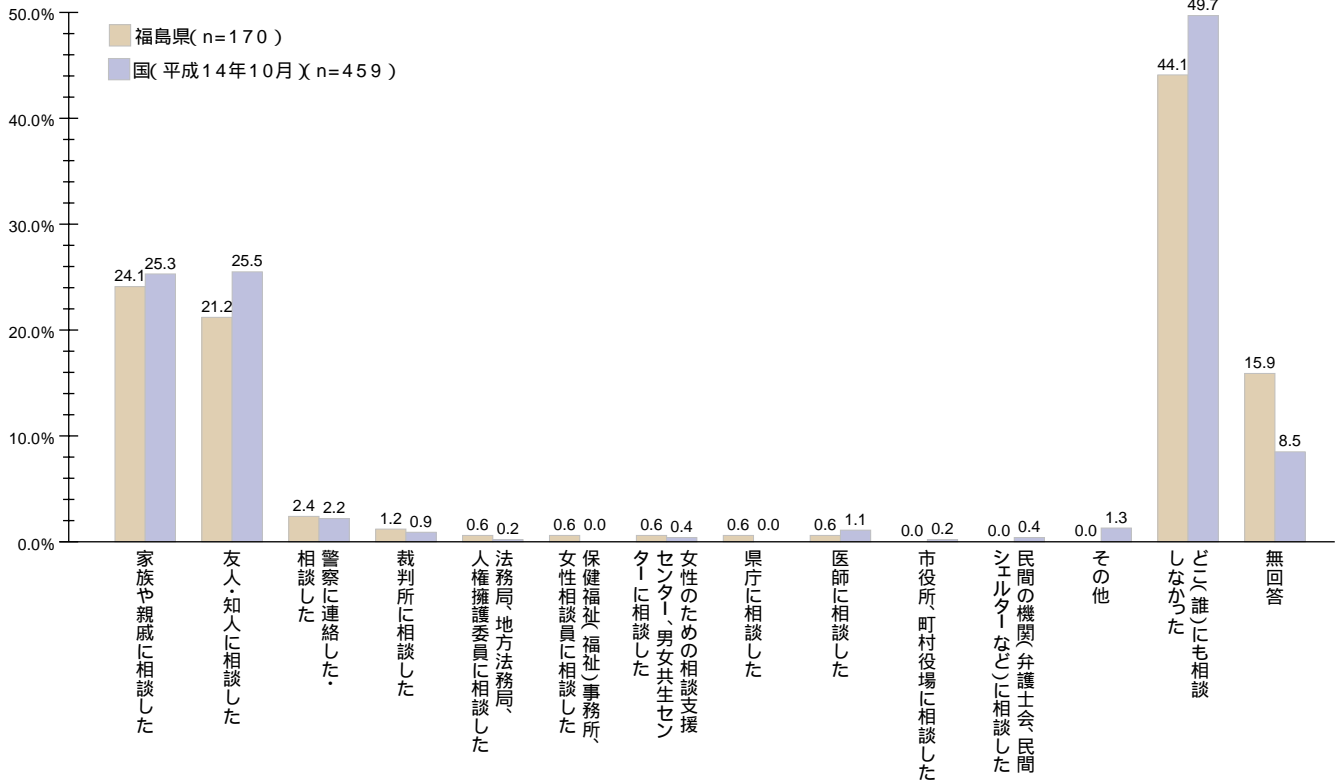
「警察」(61.6%)が最も多く、「女性のための相談支援センター、男女共生センター」(34.5%)が次いで多くなっています。男女別に見ると、「女性のための相談支援センター、男女共生センター」(女性39.2%、男性29.3%)は女性の方が多くなっています。



(6) それでも潜在化する被害

被害経験がある人のうち、「家族や親戚に相談した」(24.1%)、「友人・知人に相談した」(21.2%)が多くなっていますが、「どこ(誰)にも相談しなかった」(44.1%)が多数を占めています。

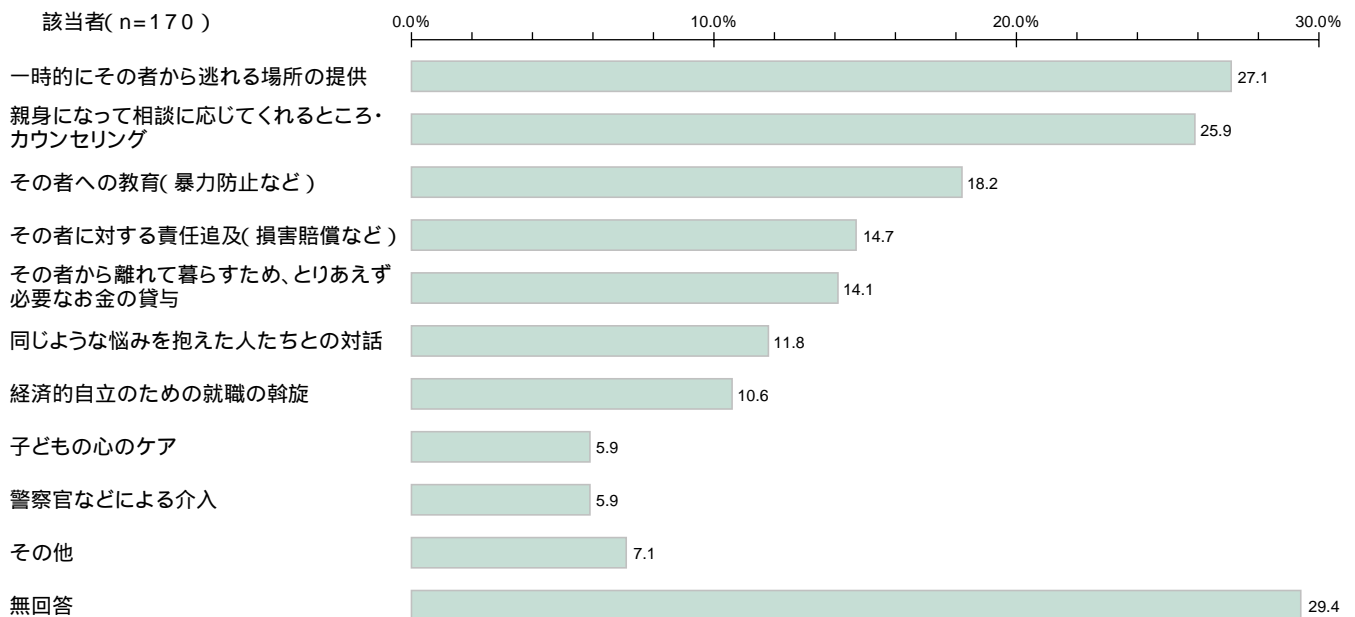
ほとんどの人が公共機関に相談しておらず、被害が潜在化していることが推測されます。



(7) 配偶者等から暴力を受けたときに必要な助け

全体では、「一時的にその者から逃れる場所の提供」(27.1%)、「親身になって相談に応じてくれるところ・カウンセリング」(25.9%)が2割を超え、比較的高い割合となっています。

性別に見ると、「一時的にその者から逃れる場所の提供」(女性27.3%、男性26.1%)は男女で差はありませんが、「親身になって相談に応じてくれるところ・カウンセリング」(女性28.1%、男性19.6%)は女性の方が高い割合となっています。



配偶者暴力相談支援センターでの相談件数(福島県)

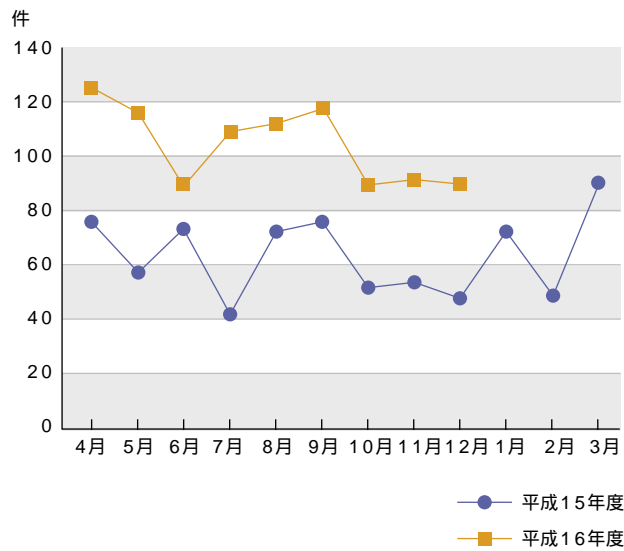
福島県では、平成15年度780件となっており、全国で16番目となっています。

平成16年度は、それを上回るペースで推移しています。

相談件数の増加については、女性のための相談支援センターの開所により、相談体制が充実したことによるものと思われます。

配偶者暴力支援センター全国の主な都道府県の相談件数 (内閣府男女共同参画局)

配偶者暴力相談支援センターでの相談件数(福島県)



平成15年度

平成16年度(4月~12月)

		総件数			総件数
1	東京	7,439	1	東京	5,735
2	大阪	4,173	2	大阪	3,147
3	神奈川	2,857	3	千葉	2,286
4	埼玉	2,572	4	神奈川	2,226
5	千葉	2,336	5	埼玉	2,220
6	愛知	1,438	6	青森	1,153
7	群馬	1,187	7	群馬	1,120
8	兵庫	1,050	8	愛知	1,061
9	滋賀	1,012	9	福島	950
10	三重	986	10	長野	922
11	北海道	975	11	佐賀	874
12	長野	965	12	岡山	830
13	岡山	945	13	京都	787
14	青森	917	14	滋賀	776
15	京都	840	15	三重	753
16	福島	780	16	北海道	682
17	石川	697	17	富山	663
~			~		
全国		43,225	全国		37,087

配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況等について(全国)

(最高裁判所事務総局民事局)

1 新受 未済 既済件数

	新受	未済	既済件数						
			認容(保護命令発令)			却下	取下げ等		
			接近禁止のみ	退去のみ	退去・接近禁止				
平成13年 総数	171	18	153	123	91	0	32	4	26
平成14年 総数	1426	46	1398	1128	798	4	326	64	206
平成15年 総数	1825	49	1822	1468	1058	4	406	81	273
平成16年 総数	1941	72	1918	1543	1014	5	524	68	307
合計	5,363	72	5291	4262	2961	13	1288	217	812

2 平均審理期間

認容された保護命令事件の平均審理期間 (平成13年10月~平成16年11月)	11.6日
---	-------

*以上の数値は各裁判所からの報告に基づくものであり概数である。

*平成16年分は同年11月末までの件数である。

*平成13年分は同年10月14日施行以降の件数である。

*未済件数は各年末日現在 審理中の事案の件数である。

*「認容」には一部認容の事案を含む。「却下」には一部却下一部取下げの事案を含む。「取下げ等」には移送 回付等の事案を含む。

女性のための相談支援センターにおける一時保護された女性の人数

夫等の暴力を理由とする者の割合が多くなってきています。

女性のための相談支援センターにおける一時保護された女性の人数

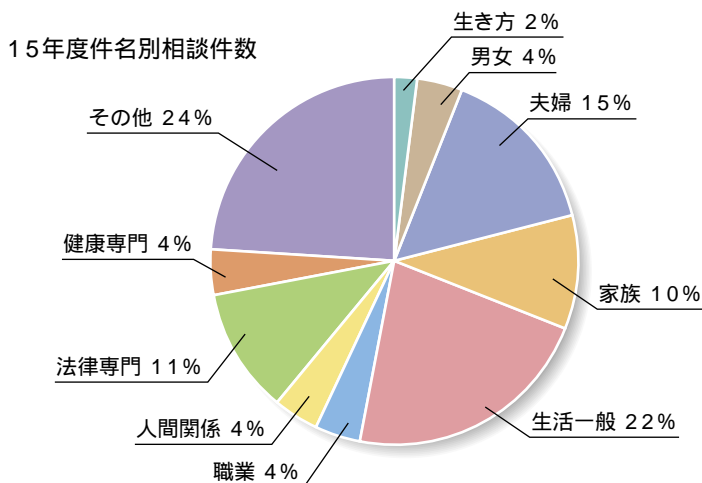
(単位:人)

年度	理由	本人の問題				家庭の問題					その他	
		借金・サラ金	男女問題	帰住先なし	その他	夫等の暴力	酒乱・薬物中毒	離婚問題	家庭不和	その他	売春強要	その他
12		1		4	2	27	2	3		1		3
13				11		28			2	1	1	
14			1	11	1	26			1			
15				8		28			5			

(女性保護事業の概要 2004年より作成)

男女共生センターの相談件数と内容

男女の生活に関わるあらゆる悩みの相談を受けています。



	年度	年度	年度
生き方	19	18	11
男女	17	28	25
夫婦	116	119	122
家族	54	83	55
生活一般	90	179	143
職業	22	30	11
人間関係	17	32	14
法律専門	67	86	72
健康専門	19	28	12
その他	94	193	139
合計	515	796	604

平成16年度は平成16年4月～平成17年1月

配偶者による殺人、傷害並びに暴行件数の検挙件数

配偶者間における傷害、暴行の被害者のほとんどが女性となっています。

配偶者による殺人、傷害並びに暴行事件の検挙件数

	殺人	傷害	暴行
平成11年	105/170件(61.8%)	375/403件(93.1%)	36/36件(100.0%)
平成12年	134/197件(68.0%)	838/888件(94.4%)	124/127件(97.6%)
平成13年	116/191件(60.7%)	1,065/1,097件(97.1%)	152/156件(97.4%)
平成14年	120/197件(60.9%)	1,197/1,250件(95.8%)	211/219件(96.3%)
平成15年	133/215件(61.9%)	1,211/1,269件(95.4%)	230/234件(98.3%)

1 警察庁の調査によります。

2 分母は総検挙件数、分子は総検挙件数のうち夫を検挙した件数(%はその率)です。

3 配偶者には内縁関係がある者も含みます。

4 本表は犯罪統計に基づき、犯行の動機・目的にかかわらず、配偶者間で行われた殺人、傷害、暴行を計上しています。

5

よくある質問 ドメスティック・バイオレンスに対する社会的認識と現実

Q1 夫婦げんかのことまでドメスティック・バイオレンスと騒ぎ立てすぎているのではないですか。けんか両成敗だと思います。

A1 夫婦げんかと違ってドメスティック・バイオレンスの特徴は、暴力をふるう側が同じで、二人の力関係が固定的であるという点です。これは、社会における男女の経済的格差や社会的信頼度の差といった男女の不平等、さらにはより直接的に男女の体力差と密接に関わり合っています。この序列関係は容易に転換できず、やられたらやり返せば済むというものではありません。ひとつやり返したら何倍にもなって返ってきて、そのうち無気力になっていくことが多いといわれています。

多くは男性が暴力によって女性支配を繰り返す結果、女性は身を守るため更に従順になり、この不平等関係はますます強化されるという悪循環に陥りやすいのです。

Q2 暴力をふるう人は特別な人ではないのですか？

A2 暴力をふるう人の職業や社会的地位、年齢、収入、学歴などは様々で、決まったタイプはないと言われていています。むしろ、外では明るく人当たりの良い人であるケースもあります。また、いつでも暴力的というわけではなく、相手が逆らわず自分の思うとおりになっている限りは、優しく模範的な夫という場合もあります。

Q3 暴力を受ける人にも非があるのではないですか？

A3 加害者側の言い分に使われたり、被害者自身からも「私がちゃんとしていなかったから」などの発言が聞かれることがあります。けれども、暴力を正当化することはできません。力による支配が人権侵害である上に、暴力では本当の問題は解決できないからです。また、周囲の態度や相談窓口での対応が、被害の当事者を深く傷つけ、暴力の潜在化・長期化の温床になることもあります。被害者に落ち度があることと、暴力をふるってよいこととは、別の問題であり、「暴力は犯罪であり、絶対許されない！」と認識することが必要です。

Q4 女性が強くなって、男性にも被害が出ているのではないですか？

A4 社会的な構造から見ても、被害を受けるのは女性が多く、また、女性が加害者になる場合には、以前に相手から暴力を受けていたことへの報復であることもあります。また、男性は強くあるべきなどという意識が逆に男性を苦しめていることもあります。男女共生センターなど、多くの機関は、性別に関わらず相談を受け付けています。

Q5 加害者に対する防止教育が必要だと思いますが？

A5 司法制度などの関連があるため、現在、国などで調査研究を行っています。暴力を未然に防止するために、幼少の頃から人権意識を養う教育に努めたり、暴力は絶対に許さないという社会的認識を高めていく必要があります。

6

解決に踏み出すために

現在のドメスティック・バイオレンス対策は、今被害にあっている人をいかに救済、支援するかということを中心に進められています。被害を受けた人の状況をよく理解することが第一歩です。

逃げること自体が危険で難しい

被害者が逃げることに加害者が気付いた場合、怒りのためにもっと暴力がひどくなる場合があります。被害者には、見つかって捕まりはしないかという不安が常につきまといます。

逃げる場所が確保できない

逃げる先として親類や知り合いの家を思い浮かべる人が多いかもしれませんが、加害者からの追跡を逃れるためには、そこへ行くのは避けた方がよい場合が多くあります。最も安全な避難先は、専門の緊急一時保護所(シェルター)でしょう。県では、福島市に「女性のための相談支援センター」を設置しています。しかし、被害者は社会的に孤立している場合が多く、そうした施設の存在を知らないこともあります。

逃げられない理由

心理的ダメージが大きい

長い間の暴力や脅しにより、恐怖を繰り返し味わう被害者は、逃げること自体考えつかなくなったり、「逃げてはどうしようもない」という無力感や絶望感に襲われています。今の状況から抜け出すため何が行動しようという気持ちがだんだん失せてしまいます。

子どもや他の家族、周囲を気遣う

「子どものために両親がそろっているべき」、「離婚しても経済力がないと子どもを育てられないのでは」という思いから、我慢して家に留まる被害者が大勢います。家族や周囲から「それくらいよくある事」、「子どものために我慢しなさい」などと言われてあきらめてしまうこともあります。また、逃げても、加害者が家族や周囲にしつこく連絡したり、嫌がらせするなど、迷惑が及ぶのではと気遣って、自ら思いとどまる場合もあります。

女性の自立の困難さ

被害者の多くは仕事を持っていないか、持っていたとしても十分な収入を得られていないなど、経済的に加害者に依存しています。また、仕事を持ち、自立できるだけの収入を得ていたとしても、加害者と離れるためには仕事を辞めざるを得なくなる場合があります。こうした事情により、暴力に耐え続けている人も少なくありません。

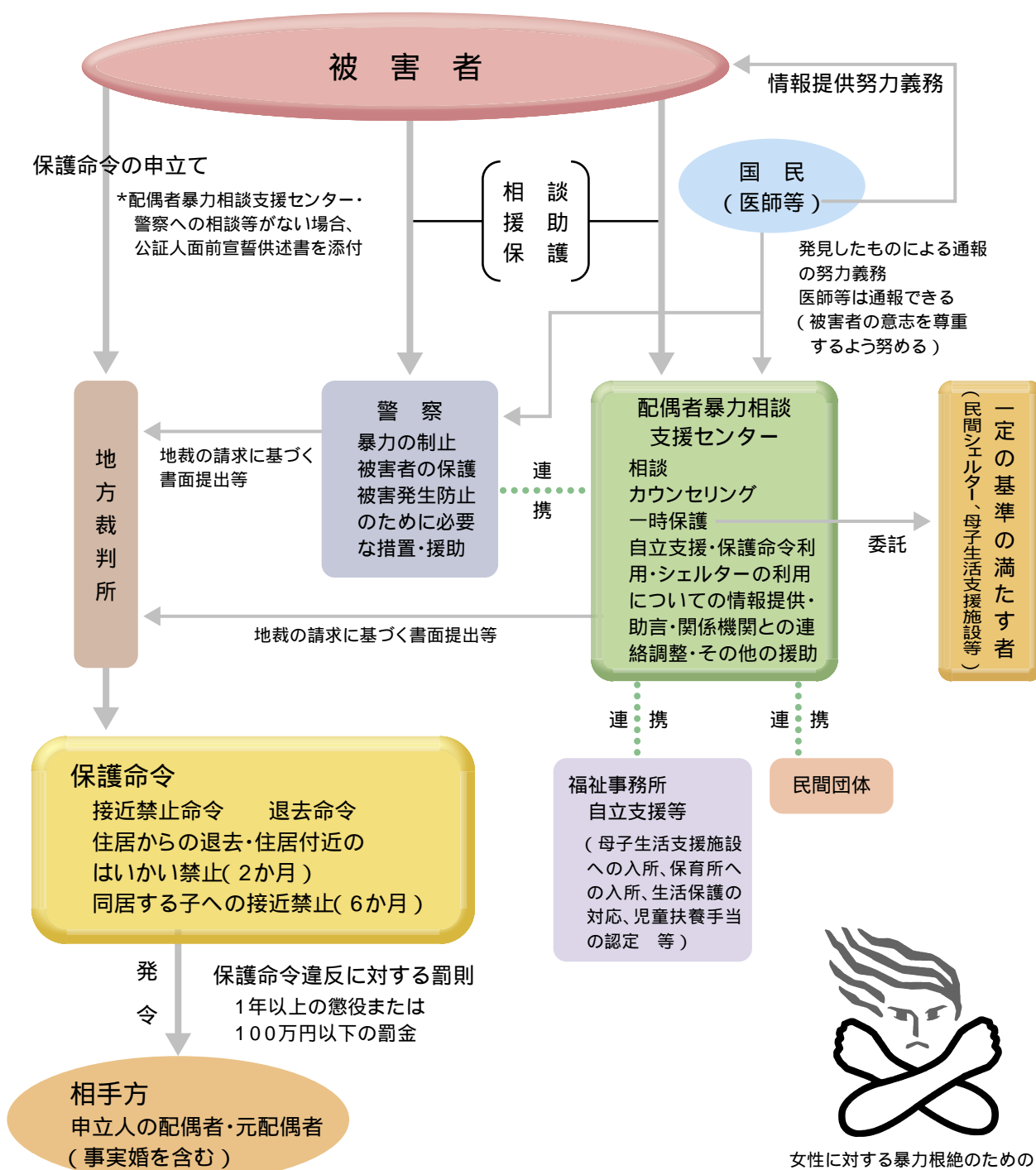
これらの理由が複雑に絡まりあって、被害者が暴力を受けながらも加害者の元にとどまらざるを得ない状況が生まれています。

逃げることは悪いことでも責められるべきことでもありません。何人でも暴力の恐怖に脅かされることなく、安心して生活する権利を持っているのです。

また、被害者といっても大人です。解決の糸口は最終的には本人の意思が尊重されることが重要です。

7 被害にあった人を支援、保護する法律

平成13年4月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)」が成立・公布されました。ドメスティック・バイオレンスが人権侵害であり、犯罪となる行為であることを明記し、ドメスティック・バイオレンスについての通報の努力義務、配偶者暴力相談支援センターによる相談・一時保護・自立支援等の機能の規定、被害者の安全確保のための保護命令制度などについて定めています。



平成16年12月様々な課題を改善するため、改正法が施行されました。

法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (配偶者暴力防止法) 改正法は、平成16年12月施行

1 交付及び施行

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成13年4月13日公布、10月13日施行

(配偶者暴力相談支援センター等に係わる規定は平成14年4月1日施行)

平成16年6月2日改正法公布、12月2日改正法施行

(青字が主な改正点)

2 法律の概要

(1) 法律の対象

「配偶者からの暴力」

「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。

男性、女性の別を問いません。また、離婚後(事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。)も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

「暴力」は、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指します。なお、保護命令に関する規定等については、身体に対する暴力のみを対象としています。

(2) 配偶者暴力相談支援センター

都道府県が、婦人相談所その他の適切な施設において、支援センターの機能を果たしています。また、市町村も自らが設置する適切な施設において、支援センターの機能を果たすことができるようになりました。

支援センターの具体的な業務は、

相談又は相談機関の紹介

カウンセリング

被害者及び同伴者の一時保護(ただし、一時保護については、婦人相談所が自ら行うか、婦人相談所から、一定の基準を満たす者に委託して行うこととなっています。)

被害者の自立生活促進のための就業促進、住宅確保、援護等に関する制度の利用等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助

保護命令制度の利用についての情報提供、助言、関係機関への連絡その他の援助

被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助

支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、民間団体との連携に努める。

(3) 保護命令

被害者が配偶者からの更なる身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者(事実婚の者及び元配偶者を含みます。) に対し発する命令。「接近禁止命令」と「退去命令」があります。

接近禁止命令 加害者に、被害者(被害者と同居している、未成年の子についても可能) の身辺へのつきまといなどを6か月間禁止するもの。再度の申立ても可能。

退去命令 加害者に、2か月間、住居からの退去を命ずるもの。再度の申立ても可能。

保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

(4) 基本方針、基本計画の策定等

被害者の自立支援を含む国及び地方公共団体の責務

主務大臣による基本方針及び都道府県による基本計画の策定

配偶者からの暴力の発見者による通報等

警察本部長等の援助

福祉事務所による自立支援

支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関等による被害者の保護のための連携協力

関係機関による苦情の適切かつ迅速な処理

職務関係者に対する研修(被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重することを含みます。)

教育及び啓発

調査研究の推進

民間団体に対する援助

施行後3年を目途とした見直しの検討

主な留意点

発見者による通報

法律では、配偶者からの暴力を受けている人を見つけた場合は、配偶者暴力相談支援センターや警察官に連絡するよう呼びかけています。

家庭内で行われることが多い配偶者からの暴力は、発見するのが困難な上、被害者も様々な理由から保護を求めることをためらうことも考えられます。被害者の保護を図るための情報を広く社会から求めるため、法律は、このように呼びかけています。

医療関係者がとる措置

医師や看護師等の医療関係者が、配偶者からの暴力を発見する場合があります。

この法律では、医師や看護師等の医療関係者が、配偶者からの暴力によるケガなどを見つけたときは、配偶者暴力相談支援センターや警察官に通報することができることとなっています。ただ、この場合、被害者の意思を尊重するよう努めることとなっています。

なお、通報した場合には、医師等の医療関係者は守秘義務違反に問われることはありません。また、配偶者暴力相談支援センター等の利用について情報提供するよう努めることになっています。

保護命令

保護命令とは、被害者を守るために、裁判所が加害者に対し出す命令のことです。

被害者が申し立て、裁判所が、被害者が更なる配偶者からの暴力によりその生命または身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと判断した場合に出されます。

接近禁止命令と退去命令の2つの種類があります。

保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。

● 接近禁止命令

加害者に対し、被害者につきまったり、住居、勤務先など被害者が通常いる場所の近くをはいかいたりすることを禁止するものです。(6ヶ月)

● 退去命令

加害者に被害者とともに住む住居から出て行くよう命ずるものです。(2ヶ月)

その他関係する主な法律(参考)

ストーカー規制法

加害者のつきまとい行為などに警告することができます。配偶者に限らず適用されます。

児童虐待防止法

児童の目の前で、ドメスティック・バイオレンスが行われることなど、児童への被害が間接的なものについても児童虐待に含まれるものとなっています。

8 相談されたときは？

「あなたは悪くない」その一言が力になる

相手の感情や考え方を共感的に受けとめ、「あなたは悪くない」ことを伝えましょう。「あなたも悪いんじゃない？」などと相談者を責めたり、「あなたさえ我慢すれば」などと説得したりすることは、相談者を再度傷つけることになるので絶対にしてはいけません。

「大変な思いをされてきたんですね」「我慢されてきてつらかったでしょう」などと暖かい気持ちで相手の気持ちに添って話を聴きましょう。

相談者の意思を尊重

自分で解決してあげようと思わず、相談者の意思を尊重したうえで、配偶者暴力相談支援センターや警察等に相談することを勧めましょう。

身近な人が暴力を受けているのに気づいたとき

さりげなく「何か困っていることがあるの？」と声をかけてみましょう。

もし、暴力を受けていたら、それはドメスティック・バイオレンスにあたることを伝え、情報を提供しましょう。

また、暴力を目撃したり体験している子どもがSOSのサインを出すこともあるので子どもにも配慮しましょう。

相談者のプライバシーを守りましょう

相談者の了解を得ないで、他の人に話してはいけません。相談があったことが加害者にわかってしまうと、相談者に対する暴力がさらにひどくなる場合があります。

二次被害

被害を受けた人は心身共に傷ついています。心ない一言や安易な励ましや気休め、一方的な決めつけなどでさらに傷つけてしまうことのないようにします。

外国籍などの方は...

● トリオフォン

通訳電話で、行政機関などの専門家と相談者が3者で同時通話ができます。

((財)福島県国際交流協会 024-524-1316)

● DV被害者のための外国語パンフレット

「パートナーからの暴力に悩んでいませんか」

英語、中国語、韓国語、タガログ語で作成したパンフレットで、相談機関が紹介されています。

(福島県児童家庭グループ 024-521-7174)

DVは大人だけの問題ではありません。

親密な関係にある若者の暴力が社会問題化されてきています。「デートDV」などといわれています。

日頃から相手の気持ちを思いやり、相手を尊重できるような教育が重要です。

また、当事者に対しては悩みを一人で背負い込まないよう、配慮する必要があります。



9 被害にあった人の心の傷とその後の支援

(1) 心身の休養と回復

現在、配偶者暴力相談支援センター、医療機関、民間の相談機関などが連携を取りつつ、ケアに当たっています。

身体に受けた傷の回復はもちろん大切ですが、しばしば長い間にわたり被害を受けた被害者の心の傷は、簡単に癒えるものではありません。そのため、次のような症状や影響がよく見られます。

被害者に見られる症状の例

- 慢性的な疲労感、頭痛、腹痛、睡眠不良、動悸・息切れなどの身体的症状
- 血圧上昇
- 胃腸障害
- うつ症状、不安症状、PTSDなどの精神的症状
- 自殺未遂、アルコールや薬物の使用及び依存
- 望まない妊娠、性感染症などの産科婦人科系の疾患等

被害者の心の傷がなかなか回復しにくいのは、その人自身が弱いからでも努力が足りないからでもありません。専門家のアドバイスや援助を利用し、被害者が自ら前向きな気持ちを取り戻せるようになるために、長い時間をかけての根気強いケアが必要です。

(2) 生活支援

一時保護後の落ち着き先(住居)の確保、子どもの転校や離婚などの諸手続、職業訓練や就職の紹介など、暴力から逃がれた後には、新たな生活を始めるためのあらゆる事に援助が求められます。配偶者暴力相談支援センター(相談機関参照)などではこれらの生活支援や情報の提供、専門家の紹介などを行っています。

また、諸事情により被害者が「帰宅」を決めることもありますが、それが本当に被害者の本心なのか、暴力の再発の恐れはないのかなど、被害者の安全を第一に考えた対応をする必要があります。帰宅後も必要に応じて相談を継続したり、さりげなく声をかけるなどして様子を気遣うなど、長期的な支援が必要とされています。



10 暴力を根絶するために

ドメスティック・バイオレンスを根絶するためには、これまで述べてきた、被害者の支援に関わる短期的・対症療法的な対応ばかりでなく、多方面から取組を進めなければなりません。根本的には、社会における性差別や暴力容認など、ドメスティック・バイオレンスにつながる意識や構造を変革する方向で、長期的・原因療法的な取組が求められます。私たち一人ひとりが、次のような身近なことからもう一度考えてみませんか。

- こんな考えを持つことはありませんか。

- 夫婦はお互い思っていることを言葉にしなくても通じ合える
- 妻は夫に尽くすのが当然
- 仕事や物事がうまく行かないから家族にあたってしまう
- 暴力は愛情の証であり、しつけのために必要
- 家族や親しい者間での暴力はある程度は仕方ない
- 家庭の問題は家庭の中で解決するもの

- 暴力の被害を防止するために

- どんなに親しい関係でも、言葉がなければ相手の気持ちはわかりません。日ごろのコミュニケーションは重要です。
- 夫婦であっても相手は自分とは別の一人の人間であり、大切なパートナーです。
- 暴力は恐怖を生み出すだけで、問題の解決にはなりません。
- 相談窓口が設置されていますので困っているときは相談してください。秘密も守られます。

暴力はどんな関係であっても許されるものではありません。特に、ドメスティック・バイオレンスは、社会全体で解決しなければならない問題です。

ドメスティック・バイオレンスは、特別なことでも、自分には全く縁のないことでもありません。あなた自身の小さな気づきから、こうした暴力をなくす第一歩が始まります。

家庭内だけでなく、相手への思い込みや誤解をなくし、男性も女性も社会の中で対等に互いを認め、個人として尊重される社会にすることが、あらゆる男女間の暴力をなくしていくことにつながります。

11 相談機関一覧

配偶者暴力相談支援センター機能がある窓口

配偶者暴力相談支援センター

恋人や夫等からの暴力、異性問題、離婚問題など

県	女性のための相談支援センター	9:00～21:00(祝日等を除く) (電話)024-522-1010
	各保健福祉事務所	9:00～17:00 月～金曜(祝日等を除く) 県北(電話)024-534-4118 県中(電話)0248-75-7809 県南(電話)0248-22-5647 会津(電話)0242-29-5278 南会津(電話)0241-63-0305 相双(電話)0244-26-1134
女性相談員設置市	男女共生センター(下記参照)	
	郡山市福祉事務所(電話)024-924-2411	喜多方市福祉事務所 (電話)0241-24-5229
	会津若松福祉事務所(電話)0242-32-4470	
	いわき市内郷・好間・三和地区保健福祉センター(電話)0246-27-8612	
	平地区家庭児童相談室	(電話)0246-22-7457
	小名浜地区家庭児童相談室	(電話)0246-54-2111
	勿来地区家庭児童相談室	(電話)0246-63-2111
	常磐地区家庭児童相談室	(電話)0246-43-2111

男女共生センター相談室

日常生活で直面する悩みなどの一般相談とところとからだ、法律の専門相談

福島県男女共生センター	(電話)0243-23-8320
休館日:原則月曜日(月曜が祝日の場合はその翌日) 年末年始	9:00～16:00 火・木～日曜(12時～13時を除く) 13:00～20:00 水曜日(17時～18時を除く)

警察の相談窓口

性犯罪被害110番

性犯罪、ストーカー被害、性的ないやがらせ

警察本部捜査第1課
9:00～17:00 月～金曜(祝日等を除く) (電話)0120-503732

女性安全相談所

ひとりで悩まずご相談ください。女性の警察官が電話・面接相談に応じます。

(電話)0120-373327
福島警察署駅前交番 毎日10:00～18:00 会津若松署栄町交番 月曜15:00～18:00
郡山警察署駅前交番 毎日17:00～20:00 いわき中央署駅前交番 毎日15:00～18:00

警察総合相談コーナー	024-533-9110	棚倉警察署	0247-33-3241
福島警察署	024-522-2121	会津若松警察署	0242-22-5454
福島北警察署	024-554-0110	喜多方警察署	0241-22-5111
二本松警察署	0243-23-1212	猪苗代警察署	0242-63-0110
桑折警察署	024-582-2151	会津坂下警察署	0242-83-3451
保原警察署	024-575-2251	会津高田警察署	0242-54-2055
川俣警察署	024-566-3121	田島警察署	0241-62-1140
本宮警察署	0243-33-3110	原町警察署	0244-22-2191
郡山警察署	024-922-2800	相馬警察署	0244-36-3191
郡山北警察署	024-991-0110	富岡警察署	0240-22-2121
須賀川警察署	0248-75-2121	浪江警察署	0240-34-2141
石川警察署	0247-26-2191	いわき中央警察署	0246-26-2121
三春警察署	0247-62-2121	いわき東警察署	0246-54-1111
小野警察署	0247-72-2121	いわき南警察署	0246-63-2141
白河警察署	0248-23-0110		

その他関連する主な機関

児童相談所

福島県中央児童相談所	024-534-5101
福島県中央児童相談所郡山相談センター	024-935-0611
福島県中央児童相談所福島相談室	024-534-4118
福島県中央児童相談所須賀川相談室	0248-75-7823
福島県中央児童相談所白河相談室	0248-22-5648
福島県会津児童相談所	0242-27-3482
福島県会津児童相談所会津若松相談室	0242-29-5279
福島県会津児童相談所田島相談室	0241-63-0309
福島県浜児童相談所	0246-28-3346
福島県浜児童相談所原町相談室	0244-26-1135

精神・心の相談

精神保健福祉センター(こころの電話)024-535-5560
(精神保健相談)024-535-3556

地方裁判所・家庭裁判所

(地方裁判所)

福島地方裁判所	024-534-2156
福島地方裁判所郡山支部	024-932-5656
福島地方裁判所白河支部	0248-22-5555
福島地方裁判所会津若松支部	0242-26-5725
福島地方裁判所相馬支部	0244-36-5141
福島地方裁判所いわき支部	0246-22-1321

(家庭裁判所)

福島家庭裁判所	024-534-6186
福島家庭裁判所郡山支部	024-932-5855
福島家庭裁判所白河支部	0248-22-5555
福島家庭裁判所棚倉出張所	0247-33-3458
福島家庭裁判所会津若松支部	0242-26-5725
福島家庭裁判所田島出張所	0241-62-0211
福島家庭裁判所相馬支部	0244-36-5141
福島家庭裁判所いわき支部	0246-22-1321

法律相談

福島県弁護士会	024-536-2710
福島県法律扶助協会	024-515-0722

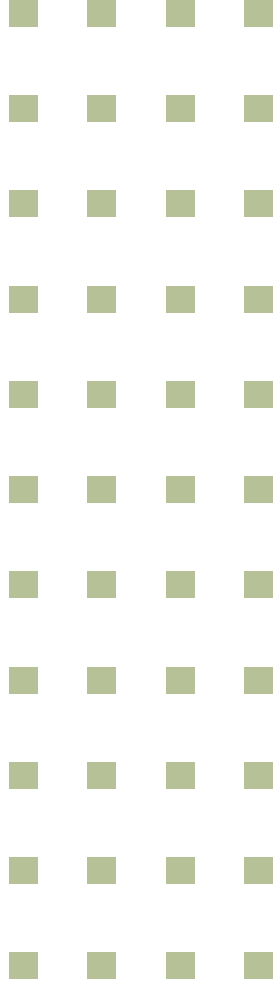
外国人のための相談

福島県国際交流協会	024-524-1315
-----------	--------------

人権の相談

福島県方法務局(女性の人権ホットライン)	024-536-1174
福島いのちの電話(自殺予防)	024-536-4343

相談受付時間等は各施設によって異なりますので、各施設にお問い合わせ下さい。



〒960 - 8670 福島市杉妻町2 - 16
福島県生活環境部人権男女共生グループ
TEL 024-521-7188 FAX 024-521-7887
ホームページ <http://www.pref.fukushima.jp/danjo/>

